

京都市告示第258号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年6月25日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
七本松通	中京区西ノ京永本町14番地の59地先内	旧	メートル 26.20	メートル 3.89 ~ 4.01
		新	26.20	3.94 ~ 4.01
西ノ京経20号線	中京区西ノ京永本町14番地の61地先から 同町14番地の59地先まで	旧	20.60	5.02 ~ 6.20
		新	19.60	5.00
西ノ京緯87号線	中京区西ノ京永本町14番地の59地先から 同町14番地の61地先まで	旧	35.10	3.75 ~ 5.20
		新	35.10	3.89 ~ 5.50
太秦経50号線	右京区太秦森ヶ西町19番地の1地先から 同町20番地の3地先まで	旧	31.40	3.24 ~ 4.89
		新	31.40	4.89 ~ 6.00
嵯峨経5号線	右京区嵯峨広沢南野町35番地の4地先から 同町36番地地先まで	旧	46.40	1.10
		新	46.80	1.10 ~ 6.01
嵯峨緯101号線	右京区嵯峨広沢南野町35番地の1地先から 同町11番地の1地先まで	旧	20.00	4.95 ~ 5.00
		新	19.50	6.00 ~ 10.60

嵯峨緯95号線	右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町42番地の23地先から同町42番地の19地先まで	旧	44. 10	1. 27
		新	44. 10	1. 68 ~ 1. 86
松尾山田緯20号線	西京区山田南山田町12番地の5地先から同町12番地の4地先まで	旧	19. 20	2. 19 ~ 3. 28
		新	21. 10	2. 19 ~ 6. 01
醍醐経45号線	伏見区醍醐槇ノ内町55番地の3地先から同町127番地の1地先まで	旧	39. 60	2. 72 ~ 4. 24
		新	41. 20	2. 72 ~ 6. 16
醍醐緯50号線	伏見区醍醐槇ノ内町66番地の1地先から同町67番地の2地先まで	旧	21. 70	0. 91 ~ 4. 70
		新	23. 80	2. 46 ~ 6. 30
竹田緯97号線	伏見区竹田田中宮町93番地の1地先内	旧	7. 10	6. 00 ~ 6. 06
		新	7. 10	6. 00 ~ 6. 06
深草緯112の1号線	伏見区深草大龜谷東寺町49番地の6地先から同町48番地地先まで	旧	33. 20	4. 00 ~ 4. 03
		新	33. 20	4. 00 ~ 6. 01
伏見経27号線	伏見区南浜町246番地の2地先内	旧	4. 00	4. 57 ~ 4. 78
		新	4. 00	4. 57 ~ 6. 22
桃山経20号線	伏見区桃山町大津町4番地地先から同町6番地地先まで	旧	13. 20	1. 81
		新	13. 70	1. 81 ~ 2. 14

(建設局土木管理部道路明示課)